

〔平成19年3月30日付け18経営第7724号〕
農林水産事務次官依命通知
最終改正 平成21年5月29日付け21経営第987号

第1 趣旨

昨今の国際規律の強化等、農業を取り巻く情勢が厳しい中で、産業としての自立を図るためには、自らの経営判断と創意工夫を基本として、自己責任により経営発展に取り組む、真に自立した担い手を育成・確保することが重要となっており、地域として農業の持続的な発展を遂げるためにも、このような担い手が中心的な役割を担う望ましい農業構造の確立が緊急の課題となっている。

また、平成18年6月に成立した農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）に基づき、平成19年産から水田・畑作経営所得安定対策が導入されるなど、平成19年度からの数年間、今後の我が国農業の将来を決める決定的に重要な時期となっており、認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第12条第1項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）等我が国農業を担う担い手の育成・確保に集中的かつ重点的に取り組まなければならない。

さらに、今後、規模拡大によるコスト低減など国内農業の体質強化を図るためには、農地を面としてまとまった形で集積していくことが不可欠である。

加えて、近年の景気低迷による地域経済の疲弊が深刻化していることから、農業を中心とする地域産業の活性化を通じて、自立的な雇用を創出することが急務となっている。

このような状況を踏まえ、地域内の合意形成を図り、地域一体となって地域農業の中心となる担い手の育成・確保に取り組む地区を対象として、担い手の主体的な経営改善努力を国が補完的に支援するという基本的な考え方の下、担い手による自己責任を基本とした農業用機械・施設の導入等に対する補完的な支援の実施を通じて、望ましい農業構造の実現に資するものとする。

第2 目標

本事業は、第1の趣旨を踏まえ、地域農業の構造改革のための目標として、認定農業者等担い手の育成・確保、これら担い手への農地の利用集積及び雇用の創出に係る目標を定め、この目標の達成に取り組む地区に対する支援を実施することにより、次に掲げる政策目的の達成を図るものとする。

- 1 認定農業者等の担い手の育成・確保
- 2 担い手への農地の利用集積
- 3 雇用の創出

第3 事業の実施

1 事業の種類

本事業は、次に掲げる3つの事業類型により構成されるものとする。

（1）一般型

一般型は、地域構造改革プロジェクト整備計画（地域の合意に基づき、地域農業の構造改革の方向性及び成果目標等を取りまとめたもの。以下「整備計画」という。）を作成した地区（以下「構造改革重点地区」という。）において、2に掲げる事業を実施するものとする。

（2）面的集積型

面的集積型は、面的集積を進める地区（農地を面的に集積する組織が活動する地区をいう。以下同じ。）を対象として、整備計画を作成し、2に掲げる事業を実施するものとする。

（3）地域雇用促進型

地域雇用促進型は、地域農業を中心とした自立的な雇用促進に取り組む地区（以下「雇用促進重点地区」という。）を対象として、整備計画を作成し、2に掲げる事業を実施するものとする。

2 事業の内容

(1) プロジェクト融資主体型補助事業

この事業は、認定農業者等の担い手が農業経営の発展・改善を目的として、主として融資機関からの融資（以下「プロジェクト融資」という。）を活用して行う農業用機械・施設の導入及び土地基盤の整備（以下「整備事業」という。）に際して、当該整備事業に係る経費からプロジェクト融資の額を除いた自己負担部分について助成を行う事業とする。

なお、助成対象となる整備事業については、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

(2) 追加的信用供与事業

この事業は、プロジェクト融資をより円滑にすることを目的として、原則として融資対象物件以外の担保及び同一経営の範囲内の保証人以外の保証人なしに機関保証を行う制度を確立するため、プロジェクト融資に係る保証を行う農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）に対し、当該保証付融資に係る保証債務の弁済及び求償権の償却に伴う費用への補てんに充てるための経費について助成を行う事業とする。

3 事業実施主体

事業実施主体は、地域協議会（担い手育成総合支援協議会設置要領（平成17年4月1日付け16経営第8837号経営局長通知。以下「設置要領」という。）第1の3の（2）のウの規定に基づき都道府県知事の承認を受けた地域担い手育成総合支援協議会をいう。以下同じ。）とする。

4 構造改革重点地区

構造改革重点地区は、農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域をいう。）内に設定されるものとする。ただし、農業振興地域外であっても、農業振興地域内に設定された構造改革重点地区と隣接する地域であって、当該隣接する地域において、農業振興地域内で行われる事業と一体的に事業を実施することが地域農業の中心となる担い手の育成・確保を実現する上で適当であると認められる場合は、当該隣接する地域については、当該農業振興地域内に設定された構造改革重点地区と併せて、構造改革重点地区とすることができる。

構造改革重点地区の区域は、地域農業の構造改革に関する合意形成を図り得る程度の範囲とし、具体的には、おおむね集落単位から市町村の区域までの範囲とする。ただし、経営局長が別に定める場合は、この限りではない。

5 成果目標

構造改革重点地区においては（1）、面的集積を進める地区においては（2）、雇用促進重点地区においては（3）に掲げるすべての成果目標を設定するものとする。

(1) 一般型

ア 担い手の育成・確保に関する目標

イ 担い手への農地の利用集積に関する目標

(2) 面的集積型

担い手への農地の面的集積に関する目標

(3) 地域雇用促進型

雇用の創出に関する目標

6 目標年度

成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

7 整備計画毎の事業実施期間

事業実施期間は、整備計画ごとに、原則として整備計画が承認された年度において事業を完了するものとする。

8 実施手続

(1) 整備計画の作成

本事業を実施しようとする事業実施主体は、次の事項を定める整備計画を作成するものとする。なお、同一年度において一般型と面的集積型を重複して行うことはできないものとする。

- ア 地域農業の現況及び将来ビジョン
- イ 地域農業の構造改革に関する成果目標
- ウ 融資主体型補助事業・追加的信用供与助成計画
- エ 収支予算（精算）に関する事項
- オ 事業の推進・評価体制に関する事項
- カ その他必要な事項

(2) 整備計画の承認等

ア 事業実施主体は、整備計画を地方農政局長（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長」という。）に提出し、その承認を受けるものとする。

イ 地方農政局長は、アにより提出を受けた整備計画について、経営局長が別に定める要件をすべて満たす場合に、当該整備計画の承認を行うものとする。

ウ 地方農政局長は、イの承認を行う場合は、あらかじめ当該整備計画の事業実施主体が所在する都道府県の基金協会との間で、当該基金協会が行う本事業に係る債務保証の内容について調整の上、当該基金協会より債務保証の内容について取りまとめた債務保証計画の提出を受けるものとする。

エ イの承認を受けた事業実施主体は、整備計画に追加的信用供与事業に係る助成計画が含まれる場合にあっては、当該事業実施主体が所在する地域を対象区域とする基金協会に当該整備計画の内容を通知するものとする。

(3) 整備計画の重要な変更

整備計画について経営局長が別に定める重要な変更を行う場合は、(2)に掲げる手続に準じて手続を行うものとする。

第4 事業の評価

本事業は、整備計画に定められた成果目標等の達成状況について、次に掲げる方法により評価を行うものとする。

- 1 事業実施主体は、整備計画承認年度から目標年度まで、毎年度、整備計画に定められた成果目標等の達成状況について評価を行い、その結果を地方農政局長に報告するものとする。
- 2 1の評価結果の報告を受けた地方農政局長は、その内容を点検評価し、その結果を経営局長に報告するものとする。
- 3 経営局長は、1及び2による報告を受けた場合は、評価結果を取りまとめ、公表するものとする。

第5 事業実施期間

本事業の実施期間は、平成19年度から平成21年度までとする。

第6 事業の推進体制等

- 1 地域協議会は、本事業の効果的かつ適正な実施を図るため、会員である市町村、農業団体等相互の密接な連携・協力による指導推進体制の整備に努めるものとする。

また、地域協議会は、都道府県協議会（設置要領第1の2の(2)のウの規定に基づき都道府県知事の承認を受けた都道府県担い手育成総合支援協議会をいう。以下同じ。）及び都道府県協議会の会員との連携・協力関係の構築に努めるとともに、融資機関及び基金協会との連携により、本事業の円滑な実施を図るものとする。

- 2 都道府県協議会は、本事業の効果的かつ適正な実施を図るため、会員である都道府県、農業団体等相互の密接な連携・協力による指導推進体制の整備に努めるものとする。

また、都道府県協議会は、地域協議会及び地域協議会の会員との連携・協力関係の構築に

努め、本事業の円滑な実施を図るものとする。

- 3 国は、地域の実情に即し、かつ、農業者等の自主性及び創意工夫を活かした本事業の効果的かつ適正な実施が図られるよう、農林水産省本省、地方農政局、地方農政事務所及び沖縄総合事務局が相互に連絡調整を緊密にすること等により、関係部局が一体となって、本事業の実施についての指導助言に当たるものとする。また、全国担い手育成総合支援協議会（設置要領第1の1の（2）のウの規定に基づき農林水産大臣の承認を受けたものをいう。）、都道府県協議会及び地域協議会との緊密な連携・協力により、本事業の円滑な推進を図るものとする。

第7 関連施策との連携

- 1 事業実施主体は、担い手アクションサポート事業（担い手アクションサポート事業実施要領（平成19年3月30日付け18経営第7886号農林水産事務次官依命通知）第3の3に規定する事業をいう。）を積極的に活用し、構造改革重点地区及び面的集積を進める区域における担い手の経営改善に向けた取組に対する指導・助言等に努めるものとする。
- 2 事業実施主体及び国は、経営者組織連携研さん・高度経営支援事業（農業経営強化対策推進事業実施要領（平成14年3月29日付け13経営第6627号農林水産事務次官依命通知）別表の事業種類の欄の1の（3）に規定する事業をいう。）による民間企業等のノウハウを活用した経営支援体制との連携を図り、その積極的な活用に努めるものとする。
- 3 事業実施主体は、農地情報共有化支援事業（農地情報共有化支援事業実施要綱（平成20年3月31日付け19経営第7953号農林水産事務次官依命通知）第3の3に規定する事業をいう。）と連携することにより、本事業の効果的な実施に努めるものとする。
- 4 面的集積型を実施する事業実施主体は、農地確保・利用支援事業（農地確保・利用支援事業実施要領（平成21年4月6日付け20経営第7160号農林水産事務次官依命通知）第2に規定する事業をいう。）と連携することにより、本事業の効果的な実施に努めるものとする。
- 5 事業実施主体は、1から4までに掲げる施策のほか、担い手の育成・確保及び農地の利用集積に関する施策の積極的な活用に努めるものとする。

第8 効率的かつ適正な執行の確保

- 1 地方農政局長は、事業実施主体及び事業実施主体から助成を受ける者（以下「事業実施主体等」という。）に対し、本事業の実施に関し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）その他の法令及びこの要綱の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は本事業の適正な推進を図るため、必要な指導及び助言をすることができる。
- 2 地方農政局長は、事業実施主体等に対し、本事業の実施に関し、監督上必要があるときは、その対象事業を検査するとともに、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 地方農政局長は、事業実施主体等に対し、本事業の効果等の検証を目的として、調査、報告若しくは資料の提出を求めるとともに、指導監督を行い、必要な措置を講じることができる。
- 4 経営局長は、本事業の効率的かつ適正な執行を確保するため、事業の手続等について、農林水産省政策評価会経営局専門部会開催要領（平成13年3月1日付け12経営第828号経営局長通知）により開催される農林水産省政策評価会経営局専門部会の意見を聴くものとする。

第9 国の助成措置

国は、予算の範囲内において、別に定めるところにより、本事業の実施に必要な経費について、補助するものとする。

第10 委任

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項については、経営局長が別に定めるところによるものとする。

- 附 則 この通知は、平成19年3月30日から施行する。
- 附 則 この通知は、平成20年3月31日から施行する。
- 附 則 この通知は、平成21年4月1日から施行する。
- 附 則 この通知は、平成21年5月29日から施行する。